

令和6年度第3回 福島支部評議会の概要報告

1. 開催日時 令和7年1月10日（金）10：00～11：55

2. 開催場所 福島セントランドビル会議室

3. 出席者

【評 議 員】（五十音順）

伊勢評議員、熊沢評議員（議長）、佐久間評議員、佐藤評議員、
渋谷評議員、永峯評議員、西形評議員、菱沼評議員

4. 議題

- (1) 令和7年度福島支部保険料率について
- (2) 令和6年度事業の経過報告について
- (3) 令和7年度事業計画（案）および保険者機能強化予算（案）について
- (4) マイナ保険証への円滑な移行に向けた対応について

5. 議事概要

【定足数について】

事務局より評議員9名中8名の出席により、全国健康保険協会評議会規程第6条により「本評議会は有効に成立する」旨の報告を行った。

【議題について】

事務局より資料に基づき説明を行い、議長が各評議員に質問・意見を求めたところ、以下の議事のとおりとなった。

(1) 令和7年度福島支部保険料率について

事務局から資料1に基づき説明。

【事業主代表】

以下3点について確認したい。

1点目、最近の賃金上昇の流れから、保険料収入が増えているというところは納得いくが、国庫補助が減っているのはなぜか。保険料収入が増えれば、国庫補助金がなくなるというルールなのか。

2点目、賃上げをしても社会保険料の負担が増えることで手取りがそんなに増えないという意見を従業員からよく聞く。過去の福島支部の料率の推移を確認してみると急激に上がっているわけではない。なぜこういった従業員の誤解が生まれるのか、従業員や我々、事業主が持つ誤解に対するコメントをお願いしたい。

3点目、高齢者の負担割合を引き上げるという点についての認識を伺いたい。これは福島支部というよりも、本部含めた全体の話になると思うが、受益者負担との原則論は健康保険、社会保険に関しては存在しないのか認識を伺いたい。

【学識経験者】

標準報酬月額が上がったことで手取りの増加が実感できないという個人、あるいはそれと同時に使用者として負担が増える事業主、経営者としての負担感は正しくあると思う。保険料収入は若干増加しているものの、それ以外に収入を押し下げる要因もあって、全体の保険料収入はそれほど伸びていない。先程質問は、労働者や経営者がマイクロに感じている保険料負担と支部の保険料収入は必ずしも一致しないということではないか。

【事業主代表】

補足いただき、ありがとうございます。そこまで深い内容ではありませんが、現場の感覚としてよく耳にするそのような声に対し、サラリーマン一人ひとりが標準報酬月額や保険料算定の仕組みを理解できているかという点と縁遠いと思う。かなりの額が控除されていることから、例えば所得税の累進課税のように標準報酬と保険料率のバランスを見直すといった議論があっても良いのではないかと個人的には考える。

全体の保険料収入と我々の感覚のズレに関しては、我が社も人手不足で社員数は減っている一方で、賃上げにより一人当たりの給料は増え、全体として支払う給料は変わらないのが最近のトレンドであり、そのことが収支見込にも反映されていると思う。

【事務局】

冒頭のご質問に対しまして、1点目の国庫補助は法律上、保険給付費等の16.4%と定められております。令和6年度の国庫補助は前期高齢者納付金が減ったことに伴い減少するものですが、内訳等の正確な内容は後日回答いたします。

2点目ですが、標準報酬月額の等級が上がれば負担いただく保険料も増えますが、この仕

組みを加入者にご理解いただくこと、保険料率の引き下げにつながるよう医療費の伸びを抑えていくことが我々にとっても重要と考えています。

3点目の受益者負担の考え方ですが、受益者が少ない若年世代とメインの受益者である高齢者とのアンバランスな負担感については、協会けんぽ本部だけではなく、他の保険者代表においても、国の審議会等の場で意見発信は行っているところです。高額療養費の自己負担限度額引き上げや高齢者の窓口負担割合の見直し等を含め、少しずつ制度改正が進んでいるとご理解いただければと思います。

【学識経験者】

賃金上昇の流れがある一方で、令和7年度の保険料収入見込みが鈍化している理由には社会保険の適用拡大が大きく影響していると思われる。保険料額に関わらず受ける医療は同じであり、適用拡大による保険料収入への影響が当面続くと考えられるが如何か。

【事務局】

ご意見のとおり、適用拡大による収支への影響は、医療費の伸びと比較し、標準報酬月額が低い短時間労働者の適用が増えることで保険料収入の伸びは鈍化するということですが、適用拡大は段階的に導入されるため、影響も段階的に続くと思込まれます。

【事業主代表】

適用拡大による労働者の社会保険料の負担軽減のため、事業主が従業員の社会保険料を肩代わりする仕組みが検討されているとの報道を見たが、事業主側としては甚だ遺憾な考え方であり、法人という声なき人格をあまりにも軽んじていると感じる。先ほどの受益者負担という原則があるならば、これまでどおり折半にするべきと考える。

【事務局】

国の審議会等の場では、委員のご指摘のように経済界から反対の意見が強いと認識しています。

【被保険者代表】

賃金が増えても手取りが減るとの認識について、従業員としての意見だが、健康保険料だけでなく、厚生年金保険料、住民税、所得税も含めて捉えるべきである。賃金が少しでも上がれば、控除されるものが全体的に大きくなり、「賃金が上がった」認識よりも「引かれた」認識の方が大きくなる。若い人は病院にあまり通うこともないので、新卒などの若い人は保険料率を下げた適用し、「受益は少ないのに、控除されるものは大きい」とのイメージを少しでも払拭していく仕組みがあっても良いのではないだろうか。

適用拡大については、無理して働かず、扶養のままの方が良いという人が身の回りに増えているが、それによって労働力が低下し、人手不足、現場が回らないといった悪循環が生まれる。議論が進んでいる被扶養者の年収の壁についても、扶養配偶者よりも学生対応だと感

じている。

保険料率の引き上げは仕方がないが、調整前の料率から年齢調整や所得調整をした際の数字が整合していないと思うが如何か。

【事務局】

便宜上、小数第2位まで表記しておりますが、それ以下の数値も続いております。端数の関係で整合していませんが、記載数値に誤りはありません。

【事業主代表】

インセンティブ制度に関しては令和6年度も減算対象ではなく、加算のみだったかと思う。令和7年度に0.01%が加わるのは違和感があるが、インセンティブに関しては土ゼロではないのか。

【議長】

13 ページの一番右の棒グラフに囲みでインセンティブ+0.01%と書いてあるのはおかしいというご指摘でよろしいか。

インセンティブ制度の0.01%加算は調整前の段階で既に含まれているのではないのか。

【事務局】

インセンティブ制度の加算は、調整前には含まれておりません。

来年度の保険料率はこの図のとおり、調整前の料率から年齢調整・所得調整によりマイナスの調整をしたところに、精算分とインセンティブ制度による加算が加わって、最終的に9.62%になります。

令和6年度と比較し0.03%引き上げとなった主な理由は、インセンティブ制度による加算ではなく、精算分の0.02%によるものです。

【議長】

引き上げ幅と理事長へ提出する意見については、これでよろしいか

→一同異議なし。

(2) 令和6年度事業の経過報告について

(3) 令和7年度 事業計画(案) および保険者機能強化予算(案) について

事務局から資料2、資料3-1、3-2に基づき説明。

【被保険者代表】

体調が悪い時にすぐに病院にいった方が良いか、または市販薬で様子を見ても良いのか判断に迷うことがある。こういった相談ができることを教えていただけるとありがたい。

【事務局】

今回配布を計画している保険証カバーでは、子ども用の緊急電話相談の電話番号のプリントを予定していますが、大人を対象とした電話相談もありますので、今後広報に取り組んでまいります。

【事業主代表】

事業主側としての意見だが、やることが多いというのはよく分かるが、もう少し取り組みを絞った方が動きやすくなるし、予算も充てられてよいのではないかと思う。

「健康事業所宣言」事業所がだいぶ増えているが、一定の水準をしっかりと守るよう指導すべきと考えている。一つの提案だが、KPIとうまく繋げて、協会けんぽ事業への積極的な協力性に応じて、保険料率を下げるなどの何かしらのインセンティブ、または宣言取消などのデメリットを与えるといった仕組みも良いのではないか。数字に繋がるよう、事業所や医療機関と手を結んだ事業計画の策定が重要と考える。

【事務局】

「健康事業所宣言」事業に関しては、健診受診率80%以上、特定保健指導実施率50%以上との具体的な共通目標を設定し、実施が難しい場合は事業所の話聞きながら、質の向上に取り組んでいるところです。健康宣言のメリットとしては無料の講師派遣や健康度測定器の貸出を行っていますが、これ以外にも支部としてできることを模索しています。

(4) マイナ保険証への円滑な移行に向けた対応について

事務局から資料4に基づき説明。

特に意見なし。